

教育の基礎的理解に関する科目等 (すべて必修)

施行規則に定める科目区分等		本学規定科目及び単位数	
科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職論	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育行政学	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2
指導法、総合的な学習の指導、教育相談等に関する科目	総合的な探求の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間指導法	2
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術	教育方法論(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導論(生徒指導と教育相談)	2
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	進路指導論	2
関与する実践科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育実習論	1
	教育実習	教育実習	2
	教職実践演習	教職実践演習	2
法定単位数(合計23単位)		すべて必修(合計24単位)※1	

大学が独自に設定する科目

施行規則に定める科目区分	本学規定科目及び単位数	
設大定する独自科目	○人権教育論	1
	道徳教育論	2
	音楽理論1	2
	音楽理論3	2
	音楽理論4	2
	声楽実技Ⅰ	1
	声楽実技Ⅱ	1
	ピアノ実技Ⅰ	1
	ピアノ実技Ⅱ	1
	和楽器実技Ⅰ	1
法定単位数(23単位)を超えて履修した「教育の基礎的理解に関する科目等」※1		※1
法定単位数(24単位)を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」※2		※2
○印を付した科目は必修。合計12単位以上修得すること。		

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 (すべて必修)

免許法施行規則に定める科目区分	本学規定科目及び単位数	
日本国憲法	日本国憲法	2
体育	運動と健康科学	2
	スポーツ実践	1
外国語コミュニケーション	英語ⅠA1	1
	英語ⅠA2	1
	英語ⅠB1	1
	英語ⅠB2	1
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報リテラシー	2

教科及び教科の指導法に関する科目

施行規則に定める科目区分等		本学規定科目及び単位数	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数
教科に関する専門的事項	ソルフェージュ	○ ソルフェージュ	2
	声楽 (合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	○ 声楽基礎 (日本の伝統的な歌唱を含む)	2
		○ 合唱	2
	器楽 (合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	○ 器楽基礎 (伴奏並びに和楽器を含む)	2
		○ 合奏	2
	指揮法	○ 指揮法	2
	音楽理論・作曲法 (編曲法を含む。）・音楽史 (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	○ 音楽理論2	2
○ 作曲法 (編曲法を含む)		2	
○ 音楽史 1 (西洋)		2	
音楽文化特論 1 (西洋)		2	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	○ 音楽史 2 (日本及び民族) (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む)	2	
	音楽文化特論 2 (日本及び民族) (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む)	2	
	○ 音楽科教育法 1	2	
法定単位数 (合計24単位)	○ 音楽科教育法 2	2	
	○ 音楽科教育法 3	2	
	○印を付した科目は必修。 合計24単位以上修得すること。※2		

※1※2 法定単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に算入する。